

事 務 連 絡
令和6年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課・社会教育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学附属学校事務主管課
各 国 公 立 大 学 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文 部 科 学 省 国 際 統 括 官 付
日本ユネスコ国内委員会事務局

ユネスコ「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、
グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための
教育に関する勧告」について（周知）

2023年11月のユネスコ総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」が、2024年11月19日に国会へ報告され、また、日本ユネスコ国内委員会ホームページに仮訳が掲載されました。

本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」を全面改訂したものであり、教育を通じて、人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること等を目的とし、具体的指針を示すとともに、それらを含む勧告の内容について、ユネスコ加盟国に対し適当な措置をとるよう勧告するものです。

勧告に法的拘束力はありませんが、加盟国に対しては、勧告の原則を各種法令・政策・取組等に反映するとともに、全ての関係者が連携して取り組むことが推奨されています。

我が国においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に

従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進しているところですが、この勧告はあらゆる教育関係者が参考にすることが期待されていることから、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）並びに関係する所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校及び社会教育施設に対して、都道府県知事部局におかれては関係する域内の私立学校に対して、附属学校を置く各国公立大学附属学校事務主管課におかれては所管の附属学校に対して、各大学におかれては関係する部局に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては関係する域内の学校設置会社に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、それぞれ本事務連絡の内容について周知をお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に周知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

【添付資料】

○勧告概要（1 枚紙）

【掲載 URL】

○勧告仮訳：https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026_00005.htm

○勧告原文：<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-education-peace-and-human-rights-international-understanding-cooperation-fundamental?hub=66535>（※ユネスコのホームページ）

担当：文部科学省国際統括官付ユネスコ第二係
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-6734-3402
E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」(概要)

外務省国際文化協力室
文部科学省国際統括官付

- 本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」の改正勧告として、第42回ユネスコ総会(2023年11月7日-22日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
- ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。

主な内容(法的拘束力なし)

I 定義

- ✓ 本勧告の適用上の「教育」、「平和」、「国際理解」、「協力」、「平和の文化」、「人権」、「基本的自由」、「人権教育」、「持続可能な開発のための教育」、「グローバル・シチズンシップ教育」、「包摂」、「変革的教育」について定義。

II 目的

- ✓ 教育を通じて人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること。
- ✓ 国際理解、協力、貧困撲滅及び寛容の促進、並びに差別及び暴力の防止に貢献する社会への個人的・集团的参加に必要な知識、技能、価値観、態度及び行動を生涯を通じて育成することを確保するために、具体的な指針を与えること。

III 範囲

- ✓ ①全ての人のための、②正規の、正規でない及び形式によらない環境で提供される、③様々な様式と教授法を用いた、④全ての段階、種類及び規定の教育活動が対象となる。

IV 指導原則

- ✓ ①全ての人々が利用可能で質の高い教育の確保、②人権の保護及び促進、③全ての差別の排除と包摂性、衡平性の確保、④配慮及び連帯の倫理促進、⑤ジェンダー平等並びに女性及び女児の自律的な力の育成、⑥多様性の尊重、⑦学習者及び教員等の健康及びウェルビーイングの促進、⑧生涯にわたる継続的・変革的な教育と学習の機会の提供、⑨知識の共創の推進、⑩あらゆる形態の憎悪の唱道の禁止並びに思想、信条及び表現の自由の確保、⑪テクノロジーの倫理的利用の促進、⑫グローバルな視点の育成、⑬異文化間・世代間、並びに人々、社会及び国家間の対話の促進、⑭グローバル・シチズンシップ、平和、人権及び持続可能な開発のための共同責任倫理の啓発

V 行動分野

- ✓ V.1 制度全体的な要件：①法令、政策及び戦略、②ガバナンス、説明責任及び連携、③カリキュラム及び教授法、④評定及び評価、⑤学習及び教育の資料及び資源、⑥学習環境、⑦教員及び教育職員の育成
- ✓ V.2 教育の各段階及び各種の特定の要件：①幼児期の保育及び教育(ECCE)、②初等教育及び中等教育、③高等教育及び研究、④技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練(TVET)、⑤成人学習及び成人教育、⑥正規でない教育及び形式によらない学習

VI 事後措置及び見直し

- ✓ 加盟国は、国別報告作成、勧告の目的及び指導原則を促進するための社会全体での取組を実施。

VII 促進

- ✓ 加盟国は、国内及び国際的な利害関係者と協力し、ユネスコのネットワークの支援を得つつ、政府間で協力し、自国の取組を拡大。

国内状況

我が国は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進している。また、持続可能な開発のための教育(ESD)提唱国として持続可能な社会の創り手の育成に努めている。